

## 令和5年第1回嘉麻市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和5年1月10日					
招集の場所	嘉麻市役所5階会議室					
開閉会日時 及び宣言	開会 令和5年1月10日 10時30分	開会宣言	縄田 緑			
	閉会 令和5年1月10日 11時15分	閉会宣言	縄田 緑			
付議案件	① 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について ( 3 件 ) ② 議案第2号 農用地利用集積計画(案)の決定について ( 59 件 ) ③ 議案第3号 農用地利用配分計画(案)の決定について ( 12 件 ) ④ 通知第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について ( 30 件 )					
出席及び欠席	出席 15 名			欠席 0 名		
議事録署名委員	8 番	山崎 健一	9 番	田中 久		
職務の為委員会に 出席した者の氏名	事務局長	松尾 典子	庶務係長	犬丸 貴弘		
	主任	尾籠 拓自				
農業委員 出席状況	議席 番号	氏名	出欠	議席 番号	氏名	出欠
	1	武田 陽一	○	9	田中 久	○
	2	山田 恵子	○	10	松尾 孝嗣	○
	3	嶋田 尋美	○	11	品原 勇二	○
	4	田子森 富雄	○	12	井手 勇	○
	5	中嶋 誠	○	13	中村 由美	○
	6	藤島 進	○	14	縄田 緑	○
	7	添田 實	○	15	縄田 精二	○
	8	山崎 健一	○			

農地利用最適化 推進委員 出席状況	担当地区	氏名	出欠	担当地区	氏名	出欠
	岩崎	梶原 徳幸	×			
	上	大塚 靖夫	○			
	飯田	中嶋 力	○			



議長 署名委員につきましては、8番 山崎委員と9番 田中委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。  
議案第1号を議題といたします。

事務局 それでは、1ページをお願いいたします。  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
農地法第3条の規定により別紙のとおり申請があったので審議に付する。  
令和5年1月10日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二

事務局 今月は、農地法第3条関係におきまして、3件の申請が出ております。

農地法第3条関係審議表番号1

申請地：嘉麻市〇〇〇〇〇〇〇〇番地 外1筆 地目：田 地積：1,159㎡ 申請事由：規模拡大

申請人譲受人：小竹町〇〇〇〇〇〇〇〇番地 〇〇〇〇(73)

申請人譲渡人：飯塚市〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇(73)

譲受人耕作地 自作地：35,710㎡ 計35,710㎡ 貸付地：なし

(譲渡人耕作地 自作地：1,159㎡ 借入地：なし 計：1,159㎡ 貸付地：なし)

権利内容：所有権移転 売買

事務局 この申請は、譲受人の〇〇〇〇氏が譲渡人の〇〇〇〇氏より利用権設定していた農地を売買で取得するものであります。嘉麻市の下限面積の要件であります耕作地4,000㎡をクリアしており、周辺地域との関係も特に問題ないと思われまます。また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われまますが、ご審議よろしくをお願いいたします。資料といたしまして、1ページに位置図、2ページに申請地図を添付しております。以上でございます。

議長 只今、事務局の説明が終わりました。地区担当：梶原推進委員が所用で欠席のため補足説明・ご質問はございませんか？

会場 【なしの声】

議長 質問がないようですので、採決に入ります。  
審議番号1番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場 【挙手】

議長 賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

続きまして、審議番号 2 番について事務局に説明をお願いいたします。

農地法第 3 条関係審議表番号 2

申請地：嘉麻市〇〇〇〇〇〇〇〇番地 地目：田 地積：1,408 ㎡

申請人譲受人：嘉麻市〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 (59)

申請人譲渡人：桂川町〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 (79)

譲受人耕作地 自作地：3,020 ㎡ 借入地：なし 計：3,020 ㎡ 申請事由：規模  
拡大

(譲渡人耕作地 自作地：3,346 ㎡ 借入地：なし 計：3,346 ㎡ 貸付地：3,175  
㎡ 申請事由：規模縮小)

権利内容：所有権移転 売買

事務局 この申請は、譲受人の〇〇〇〇氏が、譲渡人の〇〇〇〇氏より売買で取得するものであります。嘉麻市下限面積の要件であります耕作地 4,000 ㎡をクリアしており、周辺地域との関係も特に問題ないと思われまます。また、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われまますが、ご審議よろしくお願ひいたします。資料といたしまして 3 ページに位置図、4 ページに申請地図を添付してあります。以上でございます。

議長 審議番号 2 番について、地区担当大塚推進委員に説明をお願いいたします。

大塚推進委員 譲渡人の方が桂川町〇〇ということで嘉穂町の出身の方で転居に伴って耕作面積を減らしていきたいということで申出があっておりました。以上です。

議長 只今、地区担当推進委員の説明が終わりました。  
審議番号 2 番について、ご質問はございませんか？

会場 【なしの声】

議長 質問がないようですので採決に入りたいと思います。  
審議番号 2 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場 【挙手】

議長 賛成多数であります。  
よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

議長 続きまして、審議番号 3 番について、事務局に説明をお願いいたします。

農地法第 3 条関係審議表番号 3

申請地：嘉麻市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 地目：田 地積：772 m<sup>2</sup>

申請人譲受人：嘉麻市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 (66)

申請人譲渡人：嘉麻市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 (69)

譲受人耕作地 自作地：4,218.43 m<sup>2</sup> 借入地：なし 計：4,218.43 m<sup>2</sup> 申請事由：  
規模拡大

(譲渡人耕作地 自作地：27,937 m<sup>2</sup> 借入地：109,177.72 m<sup>2</sup> 計：137,114.72  
貸付地：なし 申請事由：規模縮小)

権利内容：所有権移転 贈与

事務局 この申請は、譲受人の〇〇〇〇氏が、譲渡人の〇〇〇〇氏より贈与で取得するものであります。嘉麻市の下限面積の要件であります耕作地 4,000 m<sup>2</sup>をクリアしており、周辺地域との関係も特に問題ないと思われれます。また、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われれますが、ご審議よろしくお願ひいたします。資料といたしまして 5 ページに位置図、6 ページに申請地図を添付しております。以上でございます。

議長 審議番号 3 番について、地区担当中嶋推進委員に説明をお願いいたします。

中嶋推進委員 先ほど説明がありましたように  
譲渡人が贈与ということで問題ないかと思ひますので  
ご審議よろしくお願ひいたします

議長 只今、地区担当推進委員の説明が終わりました。  
審議番号 3 番について、ご質問はございませんか？

会場 【なしの声】

議長 質問がないようですので、採決に入りたいと思ひます。  
本案について、賛成の委員さんは、挙手をお願いいたします。

会場 【挙手】

議長 賛成多数であります。  
よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。  
ここで推進委員の退席をお願いいたします。

副 会 長 続きます、議案第2号を議題といたします。  
番号13番について縄田会長が「議事参与の制限」に該当しますので、会議規則第11条の規定により、縄田会長の退席をお願いします。

事 務 局 それでは、3ページをお願いいたします。  
議案第2号 農用地利用集積計画（案）の決定について  
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議に付する。  
令和5年1月10日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二

本件は市長部局から農業委員会の決定が求められている案件であります。  
それでは4ページから13ページをお願いいたします。

(1) 利用権設定 新規 18件51筆 93,617㎡、更新 4件11筆 11,794㎡、  
計22件62筆 105,411㎡

(2) 利用権設定（中間管理事業）が33件87筆 184,919㎡

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われませんがご審議よろしくをお願いいたします。以上でございます。

副 会 長 本案について、ご質問はございませんか？

会 場 【なしの声】

副 会 長 質問がないようですので、採決に入りたいと思います。  
本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会 場 【挙手】

副 会 長 賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり市長部局へ回答したいと思います。  
ここで、縄田会長の入室をお願いいたします。

議 長 続きます、議案第3号を議題といたします。  
番号8番について田子森委員が、「議事参与の制限」に該当しますので、会議規則第11条の規定により、田子森委員の退席をお願いします。

事 務 局 それでは、14ページをお願いいたします。  
議案第3号 農地利用配分計画（案）について  
農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき農業委員会の意見が求められているため審議に付する。

令和5年1月10日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二

事務局 本件は市長部局から農業委員会の意見が求められている案件であります。  
それでは15ページをお願いいたします。

(1) 利用権設定(中間管理事業) 33件 87筆 184,919㎡

こちらは、先ほどの農用地利用集積計画(案)にありました8ページ~13ページの中間管理事業の案件でございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われませんが、ご審議よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

議長 本案について、ご質問はございませんか?

会場 【なしの声】

議長 質問がないようですので、採決に入りたいと思います。  
本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場 【挙手】

議長 賛成多数であります。  
よって、本案は異議なしとして市長部局へ回答したいと思えます。  
ここで田子森委員の入室をお願いいたします。

続きまして、通知第1号を議題といたします。

事務局 それでは、18ページをお願いいたします。  
通知第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があったので報告する。  
令和5年1月10日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二

今月は30件の通知が出ておりますが、この件につきましては報告のみとなっております19ページから25ページに報告書を添付しております。以上でございます。

議長 本件は報告のみでございます。

続きまして、会議次第5番、報告事項を議題といたします。  
事務局の説明をお願いいたします。

次回総会の日程について、2月10日(金)10:30~となっております。

以上です。

議長 次に、1月24日の件でございますが  
研修会はそのまま開催予定になっておりますが  
新年会はコロナ感染者の状況を鑑みて中止とさせ頂きたいと思っておりますが  
いかがでしょうか？

会場 【異議なしの声あり】

議長 それではその他ございませんか？

事務局 先月ご質問ございました活性化法案についてでございますが、  
カラーでお配りしております資料  
農村漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律案の概要ということですが  
内容につきましては一番わかりやすいのが  
左下の方に活性化法のスキームというイメージ図があると思っております

農林漁業団体から地方自治体の方に提案がございましたら  
地方自治体が活性化法案に基づく活性化計画を作成します  
そしてその活性化計画の内容に基づきまして  
農用地の保全という項目が追加されるという流れでございます  
活性化計画をたてましたら農地法・農振法の手続き関係の  
迅速化を図るところに農業委員会が関わってくることになります

農地の保全の仕方、こちらのイメージでは放牧といった図になっておりますが  
放牧・蜜源・景観でお花をしたりといった地域計画を活性化計画に盛り込んでいける法律ということになっております

その際に農地を固めていく必要がありますので  
必要に応じての所有権移転の促進計画ということ  
権利関係を一括で整理をできるという法律になっております  
令和4年5月20日に公布され、6月を超えない範囲内が施行期日になっておりましたので10月1日にこちらの法律が施行されております

次に裏面の農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案の概要  
こちらはかなり農業委員会に関わってくる法律の改正となります  
まず改正案の概要ですが2、3年前から地域計画の策定  
人農地プランの実施に取り組んでまいりましたが  
今回、地域計画を市町村が作成するということが法律で義務付けられております  
その際に農業委員会が目標地図を作成しなければならないと定められております



農家さんに意向確認をしまして現状地図を作成し、その後目標地図を作成し10年後の目標を設定していくという内容になっております

その際に農地の集約化というところで⑥まで項目が定められております  
今回⑥の農業委員会による農地利用最適化推進指針の策定というところでは  
令和4年の夏くらいに策定をしておりますので達成しているものと思われま

次に人の確保・育成で大きく農業委員会に関わってきますのが③の農地取得に係る  
下限面積要件の廃止。

現在国の法律では5反、嘉麻市では4反の下限面積がございます

こちらが廃止されることになっております

新規就農者がハウス等を作った場合4反の面積が負担になっているということで廃止  
されることになっております

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日ということで  
新聞等でご確認いただけます通り4月1日施行を予定としております。

事務局からの説明は以上です。

井手委員 農地バンクを通じた利用権設定の案件が12月から増えてきております  
集約化ということを考えた場合  
従来のように個人と個人の利用権設定というかたちが続いてきていると  
集約は難しいのではないかと。  
地域だけでこの辺りはこの人に作ってもらうというのは難しい。  
利用権設定を従来通りしていくといったことではなく  
一度農地バンク等に登録して、それに対して耕作者を見つけていくといった  
調整的なやり方にかえていかなければ  
集約というのは難しいと思います。  
個人同士の利用権設定で集約していくのは難しく実現しないと思のですが。

藤島委員 これについて本日議案にありました大力地区のやり方を聞いてみたい。  
この地区は農地バンクを通して利用権設定を行ったということですので。

田子森委員 最初の話は以前市役所に勤められていた〇〇氏よりこういった方法で  
利用権設定を行いませんかといった話を伺いました。  
井手委員の言われたように個人的に利用権設定したところは農地の場所が  
バラバラになっていて、まとめていこうとおもうと委託者との話が難しいところです。  
相手等の信頼関係や管理の仕方などみなそれぞれ異なっていますので。  
利用権を解約して、自分たちの農地を一旦中間管理機構に預けて、中間管理機構との再  
契約というのが集約化においては一番理想的だと思いますが。

議長 現状困難であるということですが、人農地プランの中で進めていきたいと考えます。

井手委員 今後、農地バンクが重要な部分をしめていくと思います  
先月の説明でありました中間管理事業の買取・貸付の2つの事業展開でいくと  
だれのお金で買い取っていくのですか？

事務局 売買事業につきましては市長部局が行っている事業になります  
基本的に農地の買い取りに関しては所有者の方から機構がいったん買い取りをします  
機構が国にお金を借りて所有者の方に支払います。  
その後、農地を売り渡した後に機構が請求をします。

井手委員 所有者の希望で買い取ってくれるということですか？

事務局 買い手が決まった状態が通常の手続きになります。

議長 委員さんの方からは何かございますか？

会場 【なしの声】

議長 それでは、閉会の言葉を副会長よりお願いいたします。  
  
以上をもちまして、令和5年第1回嘉麻市農業委員会総会を終了いたします。

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議長

---

8番委員

---

9番委員

---